

令和5年度多摩市国民健康保険税計算シート

	所得額 (収入額ではありません)		基礎控除を差引く※	所得割基礎額 (マイナスの場合は0円)
世帯主 A の所得額	(A) 円	(A) - 430,000 円 →	(A')	円
被保険者 (加入者) B の所得額	(B) 円	(B) - 430,000 円 →	(B')	円
被保険者 (加入者) C の所得額	(C) 円	(C) - 430,000 円 →	(C')	円
被保険者 (加入者) D の所得額	(D) 円	(D) - 430,000 円 →	(D')	円
被保険者 (加入者) E の所得額	(E) 円	(E) - 430,000 円 →	(E')	円
40~64 歳の方の人数と所得額 (A' ~ E' の計) (世帯主 A が加入していない場合、A' は除く)		(F) 人数	(H')	円
加入者全員の人数と所得額 (A' ~ E' の計) (世帯主 A が加入していない場合、A' は除く)		(G) 人数	(J')	円

世帯の総所得額
 $(A) + (B) + (C) + (D) + (E)$
 = (K) 円

軽減判定額の計算
 世帯主 (加入していない世帯主含む) と加入者のうち、給与 + 年金の所得が 1 円以上の方の数
 (L) 人

● 7 割軽減: $43 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円} \times [(L) - 1]$
 = (M) 万円

● 5 割軽減: $29 \text{ 万円} \times \text{加入者の人数 (G)} + (M)$
 = (N) 万円

● 2 割軽減: $53.5 \text{ 万円} \times \text{加入者の人数 (G)} + (M)$
 = (P) 万円

マイナスの場合は 0

※ 所得額が 2400 万円超の方は、基礎控除額が変わるため、このシートで計算できません。

所得割額と均等割額を計算

医療分 (J')	円 × 5.59% +	(T)	円 =	(W)	円
後期分 (J')	円 × 1.82% +	(U)	円 =	(X)	円
介護分 (H')	円 × 1.62% +	(V)	円 =	(Y)	円

医療分 (W)	円 → (百円未満切捨) →	(W')	00 円
後期分 (X)	円 → (百円未満切捨) →	(X')	00 円
介護分 (Y)	円 → (百円未満切捨) →	(Y')	00 円

それぞれの税額が限度額を超えた場合【(W) > 65 万円、(X) > 22 万円、(Y) > 17 万円】(W') は 65 万円、(X') は 22 万円、(Y') は 17 万円になります。

	所得割率	均等割額	限度額
医療	5.59%	28,200 円	650,000 円
後期	1.82%	11,600 円	220,000 円
介護	1.62%	11,800 円	170,000 円

国民健康保険税の年税額 (W') + (X') + (Y')

00 円

所得による軽減判定

(K) ≤ (M) の場合 (7 割軽減)	(K) ≤ (N) の場合 (5 割軽減)
医療均等割 (Q) 8,460 円	医療均等割 (Q) 14,100 円
後期均等割 (R) 3,480 円	後期均等割 (R) 5,800 円
介護均等割 (S) 3,540 円	介護均等割 (S) 5,900 円
(K) ≤ (P) の場合 (2 割軽減)	(K) > (P) の場合 (軽減なし)
医療均等割 (Q) 22,560 円	医療均等割 (Q) 28,200 円
後期均等割 (R) 9,280 円	後期均等割 (R) 11,600 円
介護均等割 (S) 9,440 円	介護均等割 (S) 11,800 円

均等割額の計算

医療分 (Q)	円 ×	(G)	人 =	(T)	円
後期分 (R)	円 ×	(G)	人 =	(U)	円
介護分 (S)	円 ×	(F)	人 =	(V)	円

この計算シートを使って税額計算する際の注意事項

- この計算シートは、主に給与所得や年金所得のみの方を前提に作成しました。このため、分離課税の方などの場合は正しく計算できない場合があります。
- 所得割税率、均等割税額、限度額などの数値は、令和5年度のもので、これらの数値は、法律や条例等の改正により毎年変更の可能性があります。
- この計算シートで計算できるのは、年税額（1年度＝12ヶ月分の税額）だけです。年度の途中で国保に加入したり、やめたりした場合は加入者個人ごとに月割での計算になりますが、この計算シートでは対応できません。
- 国民健康保険税の税額計算に使用する所得額は、所得から差し引かれる金額（各種保険料控除、扶養控除、障害者控除等）を差し引いて計算することはできません。（基礎控除を除く）
- 所得金額調整控除が適用になる方、専従者控除のある方は、正しく計算できない場合がありますので、ご了承ください。
- 65歳以上の年金所得については、軽減判定用の総所得額から15万円を控除する制度がありますが、これに該当する方は、正しく均等割額を算出できない場合があります。

- 特例対象被保険者（会社都合での離職軽減の申請をされた方）
給与所得を30/100として計算します。該当する方の(A)～(E)の金額のうち、給与所得分を30/100として計算してください。なお、この軽減の適用には条件があり、また申請が必要です。詳しくは以下のページをご覧ください。
<https://www.city.tama.lg.jp/kurashi/kokuho/hokenzei/1002019.html>
- 多摩市の国民健康保険税では条例・規則で、上の特例（離職軽減）のほか、いくつか軽減・減免の制度が定められておりますが、これらの軽減・減免はこの計算シートでは計算できません。（未就学児軽減、産前産後軽減、旧被扶養者減免など）

このシートで計算できない場合は、世帯主や加入者の所得情報をお手元にご準備の上、多摩市役所保険年金課の窓口においていただくか、お電話にてお問い合わせください。

多摩市役所 健康福祉部 保険年金課 保険税担当
206-8666 東京都多摩市関戸六丁目12番地1
042(338)6840